

愛知県議会の保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分に係る審査基準

令和5年4月1日施行

愛知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛知県条例第59号。以下「条例」という。)に基づく処分に係る愛知県行政手続条例(平成7年愛知県条例第28号)第5条第1項の規定による審査基準については次のとおりとするが、保有個人情報の内容や利用目的に則し、個別具体的に慎重に行わなければならない。

- 1 条例第26条第1項の規定に基づく開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があるとき。
- 2 条例第26条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書の記載に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報を管理していない場合(開示請求の対象が条例第2条第4項に規定する保有個人情報に該当しない場合を含む。)
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
 - (5) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合
 - (6) 開示請求に係る保有個人情報が、条例第32条又は第49条の規定により、開示請求できないものである場合
 - (7) 開示請求が権利の濫用であると認められる場合
- 3 1及び2の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は別添「保有個人情報該当性の判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報

に該当するかどうかの判断は別添「不開示情報該当性の判断基準」に、部分開示をすべきかどうかの判断は別添「部分開示に関する判断基準」に、個人の権利利益を保護するための裁量的開示をすべきかどうかの判断は別添「裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存在を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうかの判断は別添「保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

4 条例第 35 条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は別添「訂正請求に関する判断基準」による。

5 条例第 42 条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は別添「利用停止請求に関する判断基準」による。

保有個人情報該当性の判断基準（条例第2条第4項関係）

開示請求の対象が条例第2条第4項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「議会の事務局の職員」

本県議会事務局に所属する全ての職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わないが、議長及び副議長を含めた議員は含まない。

2 「職務上作成し、又は取得した」

本県議会事務局の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

職務には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により、議会が委任を受け、又は補助執行として処理している事務が含まれる。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第18条などの規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務に当たらない。

3 「組織的に利用する」

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除かれる。例えば、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

4 「議会が保有している」

職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいい、愛知県議会事務局行政文書管理規程（平成16年愛知県議会訓令第1号）に従って管理している行政文書のことを指す。したがって、例えば、本県議会が個人情報をクラウドサービス上で利用している場合、当該個人情報は当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されているため、本県議会はサーバを含めて物理的に占有していないが、これに含まれ得る。

5 「行政文書（愛知県情報公開条例〔中略〕第2条第2項に規定する行政文書をいう。）」

「保有個人情報」の範囲を愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する「行政文書」に記録されているものに限る趣旨である。したがって、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であっても、行政文書化されていないものや電磁的記録物として作成されて

いないものは、「保有個人情報」には当たらない。

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、条例の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録などの何らかの媒体に記録されていることを前提としている。その上で、条例に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開条例において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、情報公開条例との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとした。

したがって、職員が単に記憶しているに過ぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

また、情報公開条例は、次のものを行政文書の定義から除いている。

- (1) 県の図書館その他これに類する施設として規則で定めるものにおいて、県民の利用に供することを目的として管理されているもの
- (2) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

保有個人情報は、行政文書に記録されている個人情報に限られるため、これら官報等に記録されている個人情報は保有個人情報に該当しないこととなる。

上記(1)の「規則で定めるもの」は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第2条（条例第2条第2項第1号の規則で定める施設）に次のものが規定されている。

- ア 愛知県公文書館
- イ 愛知県自治センター内の県民文化部県民生活課
- ウ 愛知芸術文化センター愛知県文化情報センター
- エ 愛知芸術文化センター愛知県図書館
- オ 愛知県陶磁美術館
- カ 愛知県立大学長久手キャンパス図書館
- キ 愛知県立大学守山キャンパス図書館
- ク 愛知県立芸術大学芸術情報センター図書館

「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、公表資料等の情報提供を行っているものについては、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの」に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が本県議会の裁量にゆだねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。

ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、担当課等におい

て配布していること、本県議会の Web ページに掲載していること等を案内するなどの対応が適当である。

不開示情報該当性の判断基準（条例第 22 条関係）

開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第 1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（条例第 22 条第 1 号）該当性について

「開示請求者」とは、保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人）をいう。

「開示請求者の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」の有無については、当該個人情報の性質、開示に至る状況や経過などを総合的に勘案し、客観的に判断する。

第 2 開示請求者以外の個人に関する情報（条例第 22 条第 2 号）該当性について

1 第 2 号本文

(1) 「開示請求者」とは、保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあつては、当該本人）をいう。

(2) 不開示情報

ア 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの

イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(3) 「個人に関する情報」

例えば、「A氏が解雇された」という情報の場合、「個人に関する情報」の範囲は、その全体であつて、「A氏」という個人を特定し得る部分のみが「個人に関する情報」であるわけではない。

本号により不開示となり得る「個人に関する情報」は、「個人情報」（条例第 2 条第 1 項）とは異なり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も不開示情報に含まれ得る。

(4) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

(5) 「特定の個人を識別することができるもの」

一般人の判断力又は理解力により、社会通念上、具体的な人物と情報の間に同一性を容易に認めるに至ることができることをいう。

(6) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」

実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、ある情報を「他の情報」と組み合わせることによって、生存する具体的な人物である特定の個人と情報の間に同一性を容易に認めるに至ることができる状態をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の友人、同僚、地域住民、親類など一部の者のみが入手しているか又は入手可能な情報も含みうるものである。

なお、本条においては、本号のみに「他の情報と〔中略〕識別することができることとなるもの」との文言が盛り込まれているが、本条の他の不開示情報に当該文言の適用を否定する趣旨ではなく、本条の全ての不開示情報について必要なものである。本号の「特定の個人を識別することができるもの」は、個人の権利利益を特に保護する必要から、慎重な判断が必要なことを確認的に規定したものである。

他方、特別の調査をしなければ入手し得ないような情報は、「他の情報」に該当しないと考えられる。例えば、特別なソフトによって照合しなければ、識別できない情報や、他の自治体、事業者等に対し、通常行っていない特別な照合しなければ識別できない情報が該当し得る。

なお、「個人情報」（条例第2条第1項）と異なり、他の情報と照合する際の要件に「容易」性が除かれていることから、「個人情報」よりも、本号の「特定の個人を識別することができるもの」の範囲が狭いことに注意が必要である。

- (7) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連するものや、開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの等については、当該個人がその流通をコントロールすることが認められるべきであることから、特定の個人を識別できない場合であっても、当該個人の同意なしに第三者に流通させることは、当該個人の権利利益を害するため、不開示情報に含めることとした。

2 第2号ただし書イ

- (1) 「法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」

何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、開示請求者を含む特定の範囲の者に限り、当該情報を開示することを定めている規定は、開示請求に応じて開示請求者に開示しても、社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがなく、仮に侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまると考えられるため、例外的に開示することとしている。

閲覧等に当たって有料か無料かは問わない。

また、積極的に公示、公表等が行われる場合のほか、県民等の求めに応じて開示請求者に提供する取扱いがされている場合を含む。

(2) 「法令若しくは条例の規定」

何人でも閲覧をすることができるとの規定はもとより、開示請求者を含む特定の範囲の者に限って閲覧が認めるとの規定も含まれるが、請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まない。

「条例」には、例えば、情報公開条例第7条第2号ただし書により開示される個人情報に該当する。

(3) 「慣行として」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」に該当しない。例えば、新聞やテレビ等で報道されたことより、当該情報が一時的に公衆の知りうる状態に置かれた場合などが該当し得る。これは、当該情報が、あくまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるため、報道されているという事実のみをもって、当該情報が「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とまではいえないのである。

また、開示請求者以外の情報であっても、当該情報の本人である個人が開示請求者に開示することを承諾している場合には、「慣行として」知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する。

(4) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報のことである。

「法令若しくは条例の規定により又は慣行として」は、「知ることが予定されている情報」にもかかる。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

3 第2号ただし書口

- (1) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが、不開示とすることによって保護される利益に優越して必要であると認められる情報は、例外的に開示することとしたものである。

(2) 「人」

開示請求者本人に限られない。そのため、開示請求者が、開示された情報を用いて、他者の「生命、健康、生活又は財産」を保護することができる場合を

含む。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」

現実に被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合を含む趣旨である。

(4) 「開示することが必要であると認められる」

不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。

この比較衡量は、個人に関する情報には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命及び健康と生活及び財産とでは開示することにより保護される利益の程度にも、生命や健康のような非財産的法益と財産的法益では要保護性に差異が生じうることを踏まえた上で行うものとする。この際、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないように十分配慮するものとする。

4 第2号ただし書ハ

(1) 「公務員等」

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わない。

(2) 「職務の遂行に係る部分」

公務員等が、本県議会はもとより、行政機関その他の国の機関、独立行政法人、本県議会以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。

公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるが、そのうち職名と職務遂行の内容に係る部分は開示が義務づけられている。

公務員等の氏名は、職務を遂行した公務員等を特定するために行政文書に記載されることが多いが、公務員等の私生活にける個人の特定のための基本情報としての性格も併有していることから、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼす可能性が高い。そのため、公務員等の氏名については、民間人と区別することなく、本号イの「開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するか否かによって開示すべきかを判断することとしている。具体的には、本県議会が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に議会以外の本県の機関が作成し、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されているなど、本号イに該当する場合は開示することとなるが、そうでない場合は、開示しないこととなる。

情報公開条例第7条第2号ただし書ハについて、警察職員のうち警部補以

下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名については、その職務の特殊性から、開示することにより、当該警察職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから開示の対象としていない（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則第3条の2）。よって、通常、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名については、本号イに該当せず、本号により不開示となる。

(3) 「職務遂行の内容に係る部分」

「職務遂行に係る情報」とは異なる。

例えば、本県議会事務局の職員に懲戒処分がなされる場合、当該職員にとっては、懲戒処分を受けることは職務に関する情報であっても「職務遂行の内容」ではない。

第3 法人等に関する情報（条例第22条第3号）該当性について

1 本号柱書本文

法人その他の団体に関する情報（法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の3又は4に該当するものは、開示しないこととしている。

また、本号は、事業活動上の利益に着目した規定であることから、個人事業主と法人等とを区別していない。

(1) 「法人その他の団体」

株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

法人その他の団体の従業員が職務として行った行為は、法人等の職務遂行に関する情報であるとともに、当該行為者にとっては、自己の社会的活動としての側面を有し、個人に関する情報でもあり得る。しかし、法人等を代表する者や、その他の者が権限に基づいて当該法人のために職務として行為（例：当該法人のために行う契約の締結）など、当該法人等の行為自体と評価される行為に関する情報については、もっぱら当該法人等に関する情報が記載されているにとどまり、個人に関する情報には該当しない。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「開示請求者以外」としたのは、開示請求者自身が事業を行うこともあり得るが、その場合、開示請求者本人に対し、当該本人の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を不開示とする理由はないためである。

2 本号柱書ただし書

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

「開示することが必要であると認められる」

不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生 of 蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示がその危害若しくは支障を排除し、拡大を予防し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

比較衡量に当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を十分踏まえるものとする。

3 本号イ

(1) 「個人の権利」

財産権はもとより、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由など、非財産的権利など、法的保護に値する権利一切を含む。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「正当な利益」

ノウハウ、信用など、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

「正当な利益」として保護に値する情報とは、当該事業者の営業上の利益を確保する上で有用なものであって、当該事業者によって秘密として管理されており、現に公然と知られていない状態にあるもの等のことである。市場を通じて業界には流通しており、開示請求者なら入手し得る情報であれば、たとえ当該事業者が「ノウハウである」と主張しても、開示によって、当該事業者の事業優位性を喪失するおそれは乏しく、本号イに該当しない場合が多い。

(4) 「害するおそれ」

その有無の判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

開示することにより事業者の正当な利益を損なう情報としては、例えば、技術開発・営業経営上のノウハウ、信用・評価に関わる情報、内部管理上の情報で、請求者に開示することにより、当該事業者が競争上不利な立場に立たされたり、社会的評価が低下されたりするもののほか、社会通念上、団体の内部事項とされる情報で、請求者に開示することが団体に対する不当な干渉と認めら

れるものなどが考えられる。

なお、情報公開条例により開示される情報は、開示することにより事業者の正当な利益を損なうものとは認められないので、本号イに該当しない。

4 本号ロ

(1) 「議会の要請」

法令に基づく報告又は提出の命令や、法人等が自己に有利な政策決定を求めて資料を本県議会に持ち込んだ場合等は含まないが、議長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

本県議会の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、本県議会において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(2) 「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

「開示しないとの条件」とは、条例や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもとより、第三者に対して提供しないという意味である。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により本県議会に提供された情報という意味である。

法人等が一方的に開示しないとの条件を盛り込めば足りるようにも読めるが、そのような趣旨ではなく、本県議会が当該条件を了承していることが必要である。

特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(3) 「通例として開示しないこととされているもの」

法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

(4) 「開示しないとの〔中略〕条件を付することが…合理的であると認められる」

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮した上で、条件を付すことが常識的にも理解できる場合に限られる。

なお、仮に、本号ロに反して一方的に開示決定した場合、契約違反や信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、協力が得られず必要な情報が入手できなくなったりするおそれがある。

(5) 「当時の状況等」

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断は、原則として、条件が付さ

れた当時の状況により行うものであるが、必要に応じてその後の事情の変化を考慮するとの趣旨である。

したがって、開示しないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、現に当該情報が公になった場合、同種の情報が既に開示されていたりするなどの事情がある場合、提供者が開示した場合、開示することについて提供者の承諾が得られた場合については、当該条件が解除されたものとみなすものである。

第4 審議、検討又は協議に関する情報（条例第22条第4号）該当性について

1 審議等に関する情報として不開示となる情報

(1) 「国」

国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいう。

(2) 「議会、議会以外の県の機関〔中略〕の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」

国等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は議会が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

なお、本県議会と民間事業者間の協議は該当しない。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

(4) 「不当に」

審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益を比較衡量した上で判断する。

(5) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

(6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は

不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

2 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われたりするものである等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、住民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがあれば、本号に該当し得る。

第5 事務又は事業に関する情報（条例第22条第5号）該当性について

1 本号柱書関係（事務又は事業に関する情報として不開示となる情報）

(1) 「国」

国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいう。

(2) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げる」同号イからトまでは、典型的な場合の例示として規定されているものであり、これらのおそれ以外のおそれが生ずる場合を本号から除外する趣旨ではなく、例示されたもの以外のものについては、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」か否かという観点から、本号該当性を判断することとなる。

(3) 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することとなる。

「事務又は事業」とは、現在の事務又は事業に限らず、将来の事務又は事業も含みうる。

予想される支障が「適正」な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否か判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益を比較衡量した上で判断する。

「おそれ」の程度については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されることに留意が必要である。

2 本号イ関係

国の安全等に関する情報については、その全てについて、高度な専門性や政策

的判断を行う権限を有する機関でなければ、本号イ該当性を判断できないわけではなく、当該専門性や権限を有しない本県議会が判断すれば足りるものもあることから、本号イを規定することとした。

(1) 「国の安全」

国家の構成要素である国土、住民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、住民等の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

(2) 「国の安全が害されるおそれ」

国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(3) 「他国若しくは国際機関」

我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。

(4) 「信頼関係が損なわれるおそれ」

他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

(5) 「交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する、などのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

3 本号ロ関係

公共の安全と秩序の維持に関する情報については、その全てについて、高度な専門性や政策的判断を行う権限を有する都道府県警察等でなければ、本号ロ該当性を判断できないわけではなく、当該専門性や権限を有しない本県議会が判断す

れば足りるものもあることから、本号ロを規定することとした。

(1) 「犯罪の予防」

「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、罪の発生を未然に防止することをいう。

(2) 「鎮圧」

「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止したり、又は終息させたりすることをいう。

(3) 「捜査」

「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」

刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

なお、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号柱書「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

(5) 「支障を及ぼすおそれ」

人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなったりする可能性のことをいう。

4 本号ハ関係

- (1) 「監査」
主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- (2) 「検査」
法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」
行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」
人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「租税」
国税、地方税がある。
- (6) 「賦課」
国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。
- (7) 「徴収」
国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (8) 同号ハに列挙した監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

5 本号ニ関係

- (1) 「契約」
相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」
当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」
訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求その法令又は他の条例に基づく不服申立てがある。
- (4) 「国」

国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関をいう。

- (5) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。

6 本号ホ関係

- (1) 「調査研究に係る事務」

例えば、委託によって私人が行った公表前の調査研究結果などである。

なお、議長が企画立案に際して行う調査研究過程の情報が適用されるのは、本号ホではなく前号であり、契約締結のための調査は本号ニである。

- (2) 「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(i) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く住民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ii) 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

7 本号ヘ関係

「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

例えば、人事評価結果のうち、本県議会事務局職員である被評価者にフィードバックすることを想定していないものを被評価者本人に開示することなどが該当し得る。

8 本号ト関係

- (1) 「地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業」

本号ホを本条第3号の法人等に関する情報の規定に含めなかったのは、地方公営企業等の事業の場合、同号と共通する面はあるものの、同号の法人その他の団体と異なり、経営主体が公的性格を有することから、より説明責任を重視した判断が必要となるためである。

- (2) 「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

これらの法人等の技術開発・営業経営上のノウハウ、内部管理上の情報、信用・評価に関わる情報で、請求者に開示することにより、当該法人等が競争上不利な立場に立たされたり、社会的評価の低下となるおそれがあったりするものが含まれている場合が考えられる。

例えば、民間企業と競合する事業の顧客情報などが該当し得る。

部分開示に関する判断基準（条例第 23 条関係）

開示請求に係る保有個人情報について、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準による。

1 第 1 項関係

「容易に区分して除くことができるとき」

条例第 22 条各号に該当する不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。

不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

紙に記録された保有個人情報については、文書が大量となる場合、開示情報と不開示情報を区別し、後者をマスキング等の実施に多大な時間と労力を要することはありうるが、このような場合は部分開示義務が免除される理由にはならない。

電磁的記録に記録された保有個人情報については、記録媒体の特性等から、容易に区分して除くことができるか否かが問題となることがあり、個別に判断する必要がある。例えば、複数人の発言の録音データのうち、一部の発言内容に不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が一部含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

また、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

2 第 2 項関係

(1) 「開示請求者」

自己を本人とする保有個人情報の開示請求をした者（代理人が本人に代わって開示請求をした場合にあっては、当該本人）をいう。

(2) 「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等」

条例第 22 条第 2 号に規定する「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」を含む。

(3) 「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

開示しても、人格的・財産的な権利利益等、個人の権利利益を害するおそれがない場合をいう。したがって、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には、部分開示をすることには

ならない。

裁量的開示に関する判断基準（条例第 24 条関係）

個人の権利利益を保護するための裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

条例第 22 条各号の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益を比較衡量することになる。裁量的開示は、議長として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるものとする。

そのため、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の不開示情報の規定により保護すべき利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に害することのないようにするものとする。

2 個人の人格的な権利利益

法令又は条例の定めにより開示することができない情報については、裁量的開示ができないことに留意する必要がある。例えば、個人の人格的な権利利益については、侵害しないよう、格別に慎重な配慮が必要になると考えられる。

3 司法審査

本条の裁量的開示の裁量権が適切に行使されたかについては、審査請求がなされた場合、条例第 47 条第 1 項に基づく諮問を受けた議会運営委員会が審査することができ、裁量権の逸脱濫用の有無について司法審査を行うこととなる。

保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準（条例第 25 条関係）

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が条例第 22 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

2 実際には開示請求の対象となるものが存在しない場合

当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合であれば、実際には開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、本条に基づき開示請求を拒否しなければならない。

3 「当該開示請求を拒否すること」

条例第 26 条第 2 項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。

訂正請求に関する判断基準（条例第 35 条関係）

条例第 35 条の規定に基づき保有個人情報の訂正をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「訂正請求に理由がある」

調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

本条は、条例第 8 条の「過去又は現在の事実と合致」の確保に関する努力義務を受けて、本人が関与し得る制度として利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務づけるものであり、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該「保有個人情報の訂正をする」（条例第 36 条第 1 項）か、それとも「保有個人情報の訂正をしない」（同条第 2 項）かを判断する。

(1) 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査

保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

例えば、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる（過去の一定時点での住所を記録することが利用目的である場合には、転居により住所が変わったとしても訂正する義務はないことになる。）。

(2) 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

議長による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

(3) 訂正請求に理由があると認められない場合

ア 議長による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合
不訂正の決定を行う。

イ 議長による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合

不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。

この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。

ウ 議長による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合

当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。

ただし、議長において、当該保有個人情報を経行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

2 「保有個人情報の訂正」

訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

3 訂正請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由

開示請求の場合と異なり、仮に第三者の権利利益に係る保有個人情報の取扱いが問題となっても、第三者が事後的に訂正決定等を争うことが可能であるからである。なお、この取扱いは、利用停止請求においても同様である。

利用停止請求に関する判断基準（条例第 42 条関係）

条例第 42 条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

条例第 40 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する違反の事実があると議長が認めるときのことである。

利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（条例第 43 条第 1 項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第 2 項）かの判断を行う。この判断は、本県議会の事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

ア 議長による調査の結果、条例第 40 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。

イ 議長による調査の結果、当該保有個人情報が、条例第 40 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

議長による調査の結果、条例第 40 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、本県議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

ただし、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（条例第 42 条ただし書）。

これは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優越するような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないため、こういった場合に限り、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」

条例第 40 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する違反状態を是正する意味である。

3 「必要な限度」

例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

仮に、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

4 利用停止請求の効果が及ぶ範囲

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

5 利用停止請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由

開示請求の場合と異なり、仮に第三者の権利利益に係る保有個人情報の取扱いが問題となっても、第三者が事後的に利用停止決定等を争うことが可能であるからである。なお、この取扱いは、訂正請求においても同様である。